○国土交通省告示第三百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小林沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県上水内郡飯綱町大字高坂

字小林

一四七一番から一四八五番まで

一四八六番一

字燕石

一五〇三番一、一五〇三番五〇及び一五〇三番五二

一五一四番

字尾中山

一五一五番

一五二〇番

一五二九番

一五三三番

一五三七番一

一五四二番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北原沢及び家の上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（昭和三十七年建設省告示第二千八百八十五号で指定した湯之海沢に掲げる土地の区域及び昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号三五に掲げる土地の区域を除く。）

長野県大町市美麻

一一四〇七番

一一四二二番

一一四三〇番

長野県大町市美麻

字北原

一一四〇〇番

一一四〇一番イ及び一一四〇一番ロ

一一四〇二番イから一一四〇二番ハまで

一一四〇五番及び一一四〇六番

一一四〇九番

一一四二〇番及び一一四二三番

一一四二六番イ及び一一四二六番ロ

一一四二七番及び一一四二八番

一一四三一番イ

一一四三三番イ及び一一四三三番ロ

一一四三四番ロ

一一四六八番イ

一一四六九番イ

一一四七二番

一一四七三番イ

一一四七四番から一一四七七番まで

一一五一八番ロ

一一五四二番

一一五四六番から一一五四八番まで

一一五三三番ロ

一一四三四番ハ

一一四六八番一及び一一四六八番二

一一五一六番ロ

一一五一七番ロ

字宮ノ脇

一一四六九番ロ及び一一四六九番ハ

字上ノ山

一一四七三番ロ及び一一四七三番ハ

一一四七八番ロ

一一五一一番ロ

字家ノ上

一一四七八番一

一一五〇〇番

一一五〇四番イ

一一五〇六番

一一五〇八番イ

一一五一〇番

一一五一一番イ

一一五一三番から一一五一五番まで

一一五〇八番ハ

一一五一七番イ

一一五二一番

字原

一一五二三番ロ

ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号三五に掲げる土地の区域を除く。）

長野県大町市美麻

一一四一八番イ

長野県大町市美麻

字東

一〇三二五番

字家ノ上

一一〇九四六番一

一一四七九番から一一四八二番まで

一一四八四番イ

字宮ノ上

字池田

字上ノ峯

字ホヤ木

字北原向

字北小根

字北原

字上ノ山

一一四八五番及び一一四八七番

一一四八六番イ

一一四八九番から一一四九二番まで

一一四九三番イ

一一四九四番及び一一四九五番

一一四九七番

一一四九八番一及び一一四九八番二

一一五〇一番から一一五〇三番まで

一一五〇五番イ

一一五〇七番

一一五〇九番イ

一一〇九四六番二及び一一〇九四六番三

一一〇四八番

一一〇四九番イ

一一四〇四番

一一四一九番

一一四二九番イ

一一四三一番一及び一一四三一番三

一一四三六番一、一一四三六番三及び一一四三六番四

一一四三七番

一一四三八番一

一一四三九番イ

一一四四〇番イ

一一四四一番及び一一四四二番

一一四四五番から一一四五八番まで

一一四五九番イ

一一四六〇番一

一一四六一番

一一四六二番イ

一一四六三番から一一四六五番まで

一一四六六番一

一一四六七番一

一一四三九番ロ

一一四四〇番ロ

一一四五九番ロ

一一四六〇番二

一一四六二番ロ

一一四六六番ロ

一一四六七番ロ

一一四八四番ロ

一一四八六番ロ

一一四九三番一

一一四九三番ロ

一一五〇五番一

一一五〇九番ロ

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川鳥沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県塩尻市大字木曽平沢

字南原　二三九五番一

二三九二番一

二三九〇番四

二三九〇番一

二三六二番イの一

二三六二番一

二三二四番三二

二三二四番三三

二三二四番三六

二三二四番四二

二四〇一番

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅池沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千八百五十四号で指定した同号十四に掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡小谷村大字千国

字ブンドウビヤクボ　乙一二八四四番二　一号から五号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第四百九十九号で指定した同号十三に掲げる土地の区域を除く。）

長野県岡谷市川岸

中一丁目　二二〇〇番一五一　一号

二二二五番　十三号

二二六八番一　十五号